

## 滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議 次第

(原油価格・物価高騰等関連 第2回)

日 時 : 令和4年(2022年)9月8日(木)  
9:00~9:30

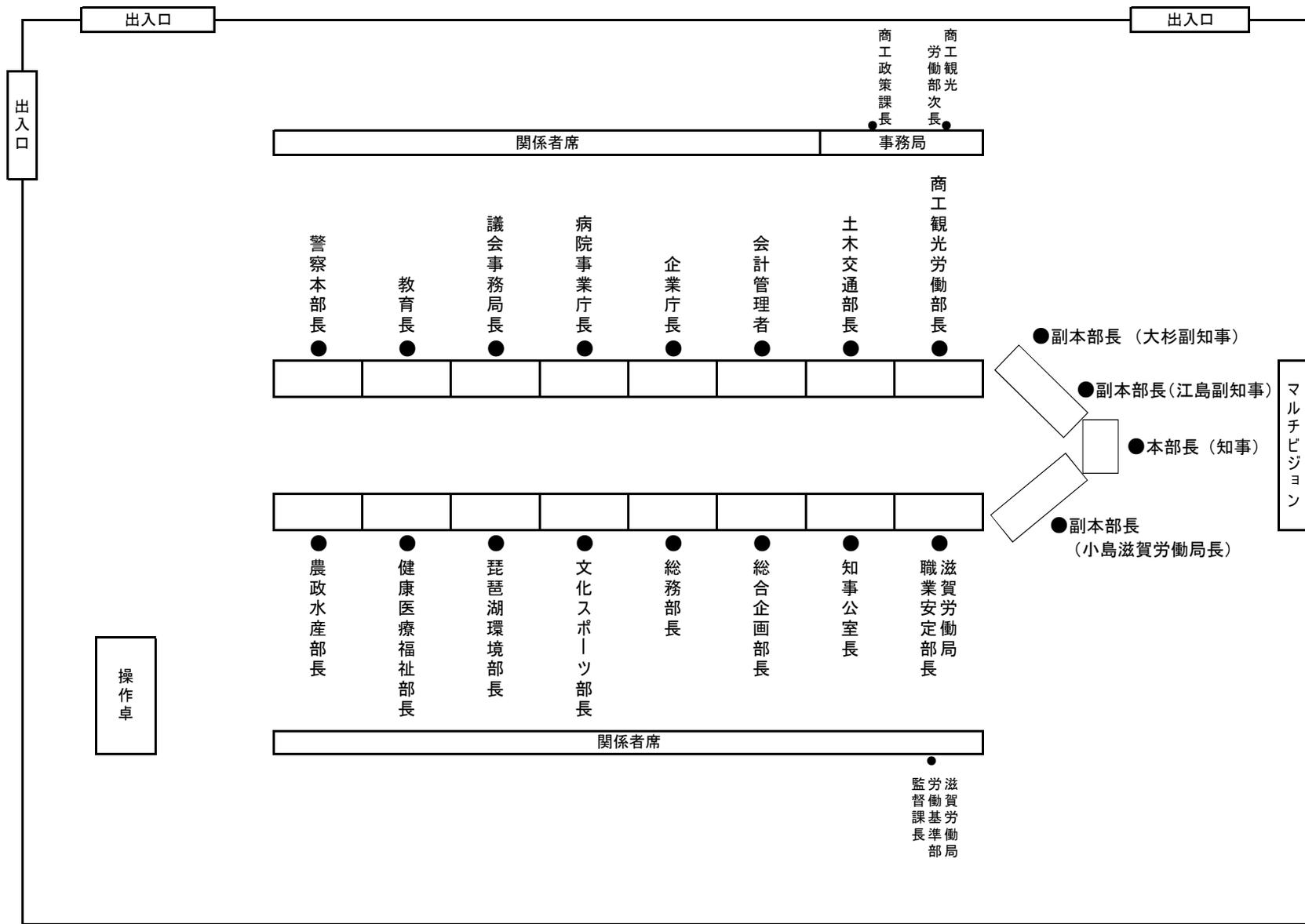
場 所 : 災 害 対 策 本 部 室  
(滋賀県危機管理センター2階)

### 議 題

#### 1 原油価格・物価高騰等にかかる本県への影響と対策の方向性について

- (1) 経済情勢と物価の推移等について【資料1】
- (2) 雇用・賃金の情勢について【資料2】
- (3) 主な施策の進捗状況等について【資料3】
- (4) 各分野における影響と対策の方向性について【資料4】
- (5) 本県における今後の対策の方向性について【資料5】

滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議配席図(危機管理センター2階 災害対策本部室)



全国の経済情勢（令和4年8月分）

基調判断



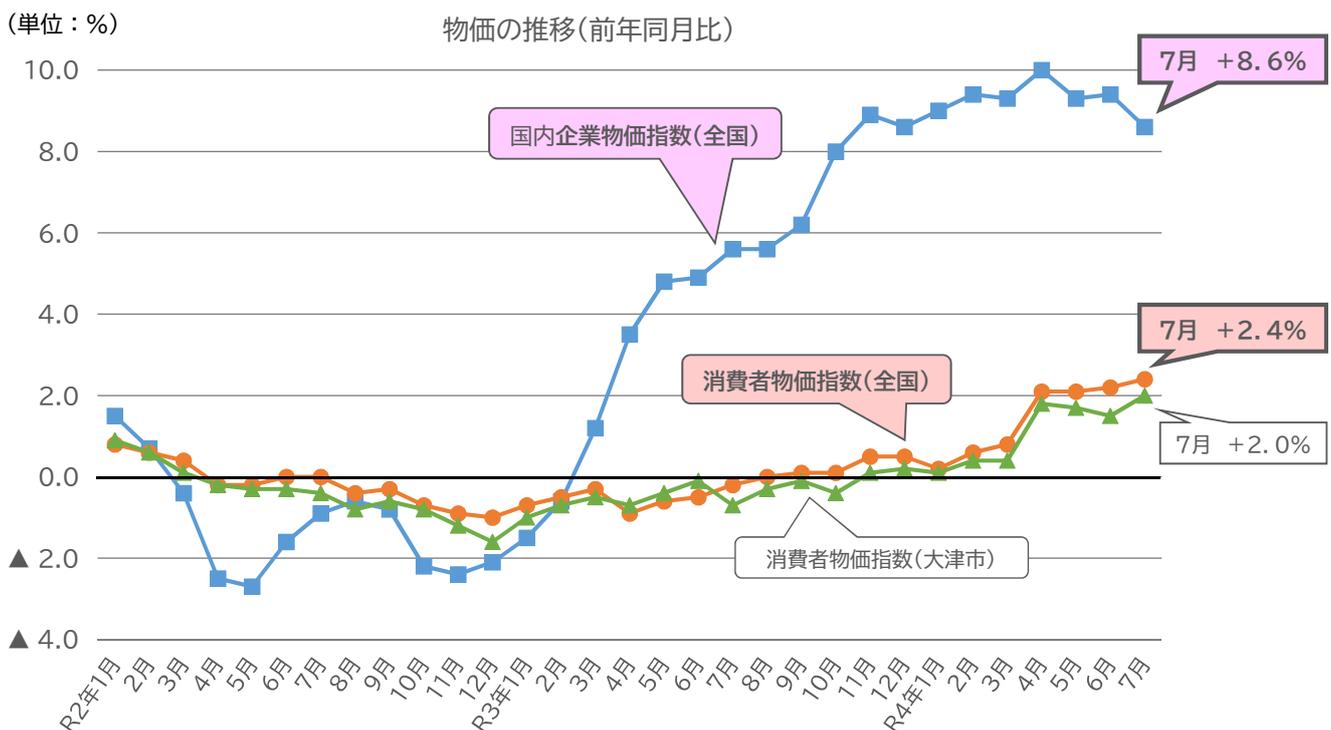
前月から据え置き

- ・景気は、緩やかに持ち直している。
- ・(先行きについて)世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。
- また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。

項目	各項目の判断	前月(7月)公表との比較
個人消費	緩やかに持ち直している。	→
生産	持ち直しの動きがみられる。	↑
雇用	持ち直している。	→

内閣府「月例経済報告(令和4年8月)」(R4.8.25公表)より作成

物価の推移



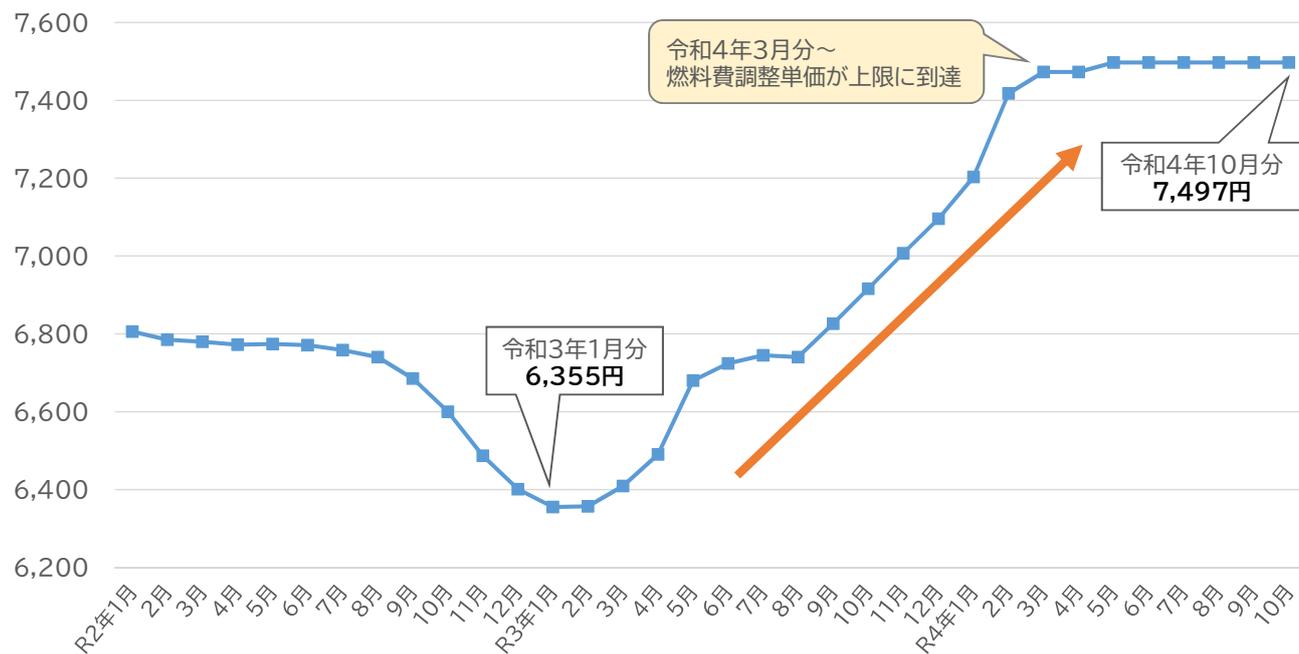
※日本銀行「企業物価指数」、総務省・滋賀県統計課「消費者物価指数」より作成（消費者物価指数は生鮮食品を除く）

※「企業物価指数」は、都道府県別の数値がないため、全国値のみを記載

# 電気料金の推移

(単位：円)

関西電力管内 電気料金の推移(平均的なモデル)



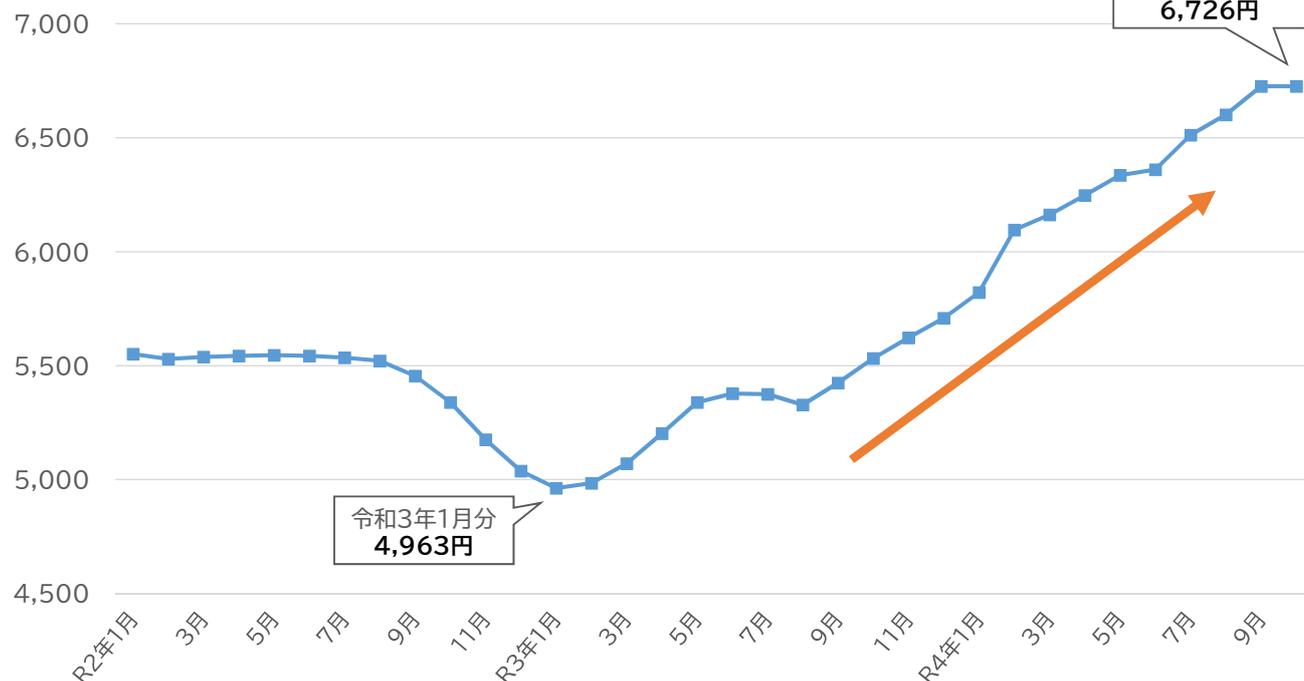
※関西電力株式会社プレスリリースより作成(従量電灯Aの平均的なモデル)

# ガス料金の推移

今回、追加

(単位：円)

大阪ガス管内 ガス料金の推移(標準家庭)

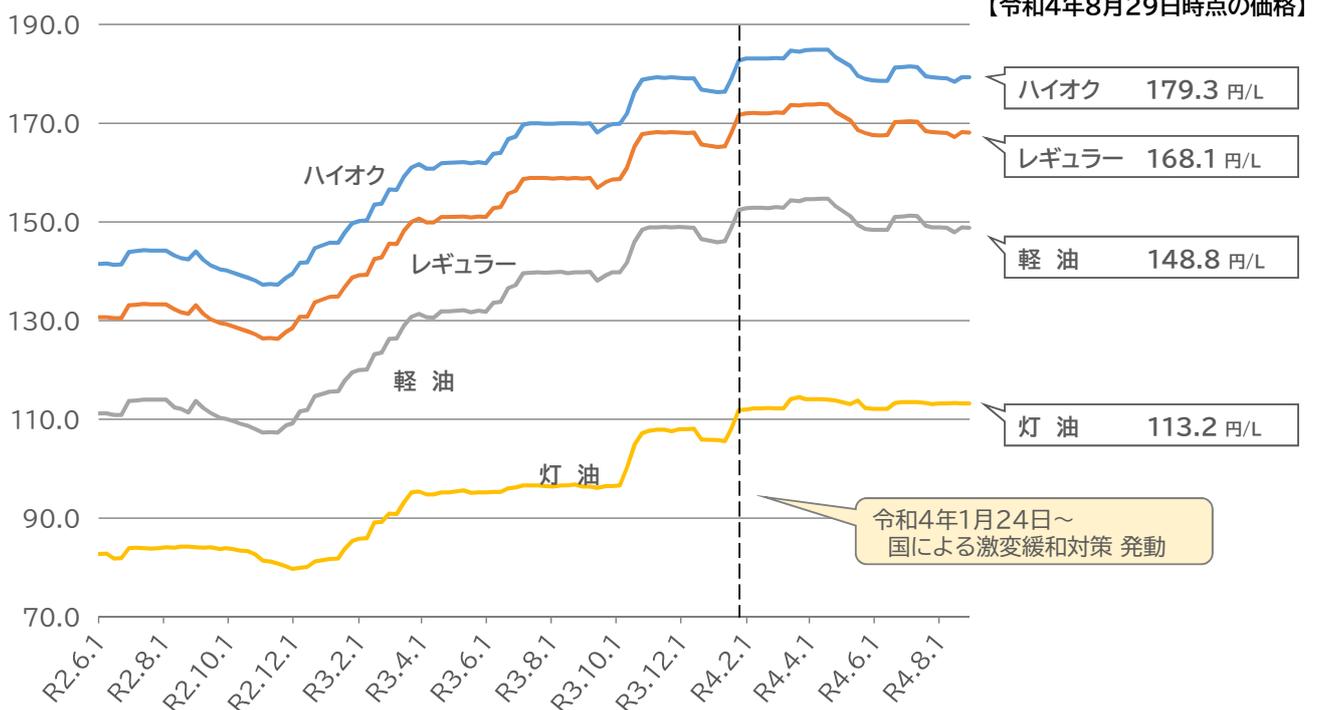


※大阪ガス株式会社プレスリリースより作成(標準家庭におけるガス料金)

※平均的な使用量による料金(R4.2月分以前:31m<sup>3</sup>/月、R4.3月分以降:30m<sup>3</sup>/月)

## 県内のガソリン価格等の推移

(単位：円/L)



※資源エネルギー庁「石油製品価格調査」(給油所小売価格調査)より作成 (いずれも滋賀県の価格)

## 円相場の推移

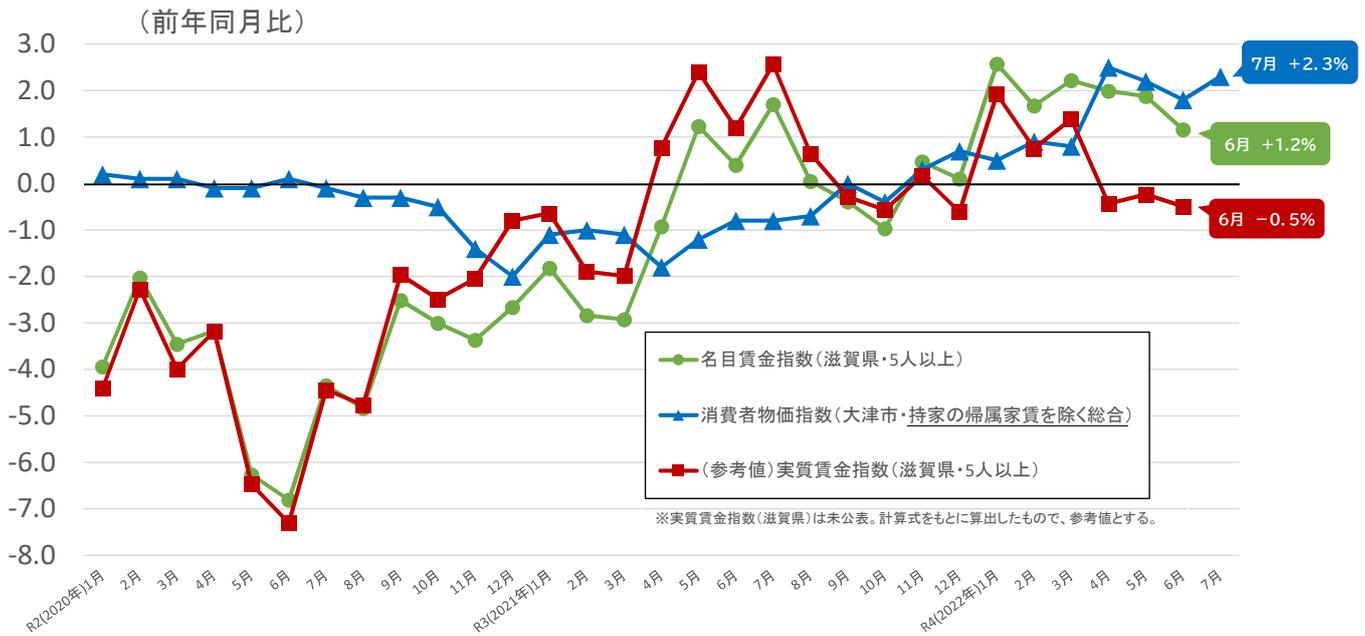
円相場推移(対ドル、東京市場17時時点)

(単位：円)



※日本銀行「外国為替市況」より作成

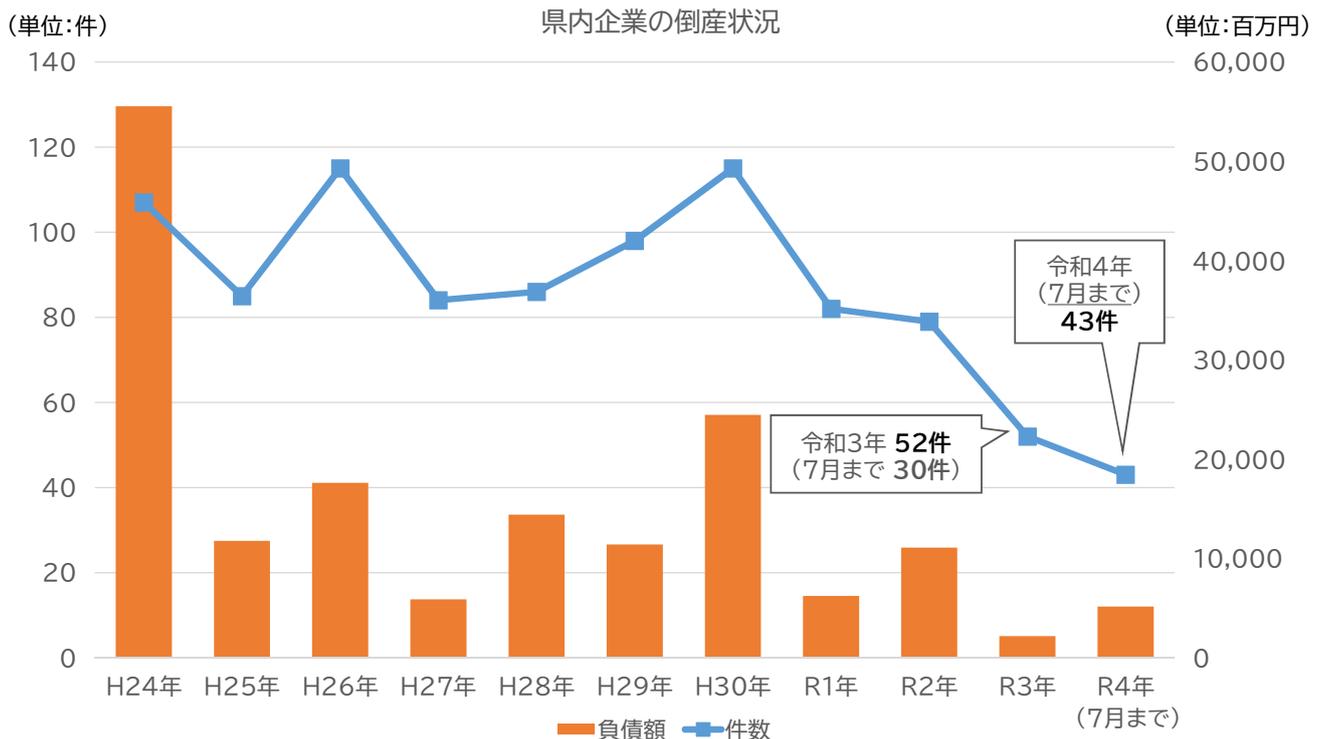
# 賃金(定期給与)と物価の推移



※厚生労働省・滋賀県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」、総務省・滋賀県統計課「消費者物価指数」より作成

- ・定期給与(きまって支給する給与):労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、所定外労働給与を含む。
- ・名目賃金指数:各月の1人平均きまって支給する給与額を基準数値(令和2年平均値)で除して100を乗じたもの(令和2年平均=100)
- ・実質賃金指数:各月の名目賃金指数を各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して100を乗じたもの

# 県内企業の倒産状況



※株式会社東京商工リサーチ滋賀支店「滋賀県企業倒産状況」より作成

# 国の『物価・賃金・生活総合対策本部』の動向

## 1. 対策本部の開催状況

	開催日	議事概要
第1回	6月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物価の動向と対応について</li><li>・ 輸入小麦の価格抑制対策、配合飼料価格・肥料原料価格の高騰対策について</li><li>・ エネルギー価格高騰への対応について</li><li>・ 春闘の状況、最低賃金について</li><li>・ 地方公共団体における原油価格・物価高騰等対策について</li></ul>
第2回	7月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物価の動向について</li><li>・ 地方公共団体における原油価格・物価高騰等対策について</li><li>・ エネルギー価格高騰への対応について</li><li>・ 農産物生産コスト1割減に向けて創設される新しい支援金等について</li><li>・ 春闘の状況、最低賃金について</li></ul>
第3回	8月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物価の動向について</li><li>・ 地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の実施状況について</li><li>・ 食料品の価格高騰への対応策について</li><li>・ 令和4年度の最低賃金、春闘の状況について</li><li>・ 価格転嫁対策等について</li></ul>

## 2. 閣議決定（7月29日） 2,571億円

- ① **節電プログラム** 1,783億円
  - 8月から順次、電力各社が実施する節電プログラムに参加した家庭などに2,000ポイントを付与
  - 企業には、1法人あたり20万円相当を付与
- ② **肥料価格高騰対策** 788億円
  - 化学肥料の使用量の低減に取り組む農家を対象に、肥料価格上昇分の7割を補助

# 全国知事会「くらしの安心確立調整本部」の設置

今回、追加

## 1. 趣旨

国が令和4年6月21日に物価・賃金・生活総合対策本部を設置したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響を受けて疲弊している地域社会の経済・生活を国と一体となって守るため、『くらしの安心確立調整本部』を設置する。

## 2. 設置日 令和4年7月29日

## 3. 第1回本部会合（8月18日開催）

- くらしの安心確立に向けた提言（案）について

## 4. くらしの安心確立に向けた国への提言（8月19日）

1. エネルギー及び原材料・資材価格の高騰対策の拡充
2. エネルギーや重要物資の確実かつ安定的な確保・供給
3. 飲食事業者、農林漁業者等への支援
4. 社会福祉施設・医療機関等への支援
5. 中小企業の事業支援
6. 地域経済活動への支援
7. 原油・物価高騰の影響を受けやすい生活困窮者への支援
8. コロナ禍における原油・物価高騰に対応する地方の取組への支援

## 滋賀県総合経済・雇用対策本部会議

滋賀労働局説明資料 ～雇用・賃金の情勢～

令和4年9月8日（木）

滋賀労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

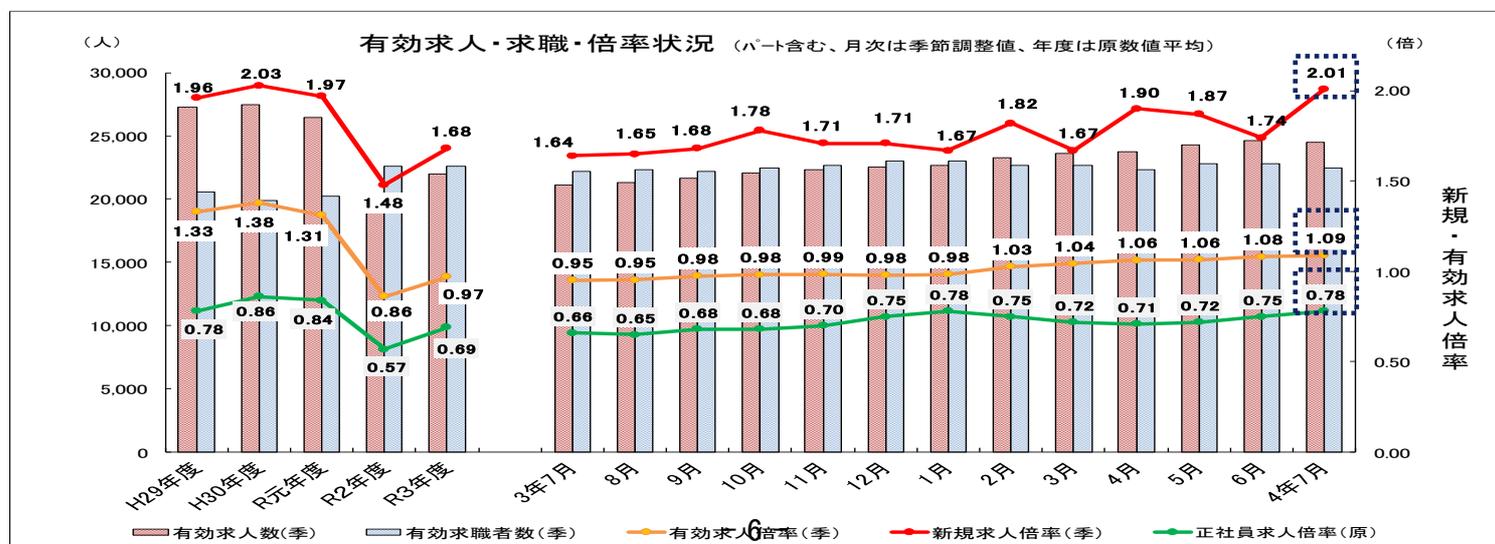
### 県内の最近の雇用情勢について①

#### ○ 一般職業紹介状況（令和4年7月分）

- ・有効求人倍率（季節調整値）は **1.09倍**、前月と比べて0.01ポイント上昇（就業地別は **1.36倍**、前月と比べて0.01ポイント上昇）
- ・新規求人倍率（季節調整値）は **2.01倍**、前月と比べて0.27ポイント上昇
- ・正社員有効求人倍率（原数値）は **0.78倍**、前年同月と比べて0.12ポイント上昇

#### ○ 令和4年7月の基調判断

県内の雇用情勢は、持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



## 県内の最近の雇用情勢について②

### 求人・求職の状況

	令和4年7月	令和3年同月比	令和元年同月比	令和3年7月	令和元年7月
新規求人数	8,265人	11.8%	▲ 15.6%	7,392人	9,798人
新規求職者数	4,043人	▲ 8.4%	▲ 13.4%	4,414人	4,667人
有効求人数	22,820人	15.9%	▲ 12.3%	19,694人	26,012人
有効求職者数	22,026人	0.9%	9.5%	21,831人	20,115人

(※) 新規求人数、新規求職者数、有効求人数、有効求職者数とも原数値

### 産業別新規求人数の状況

	令和4年7月	令和3年同月比	令和元年同月比	令和3年7月	令和元年7月
全産業	8,265人	11.8%	▲ 15.6%	7,392人	9,798人
うち製造業	1,711人	24.9%	5.1%	1,370人	1,628人
うち卸売業、小売業	779人	6.3%	▲ 29.3%	733人	1,102人
うち宿泊業、飲食サービス業	568人	122.7%	▲ 3.9%	255人	591人
うち医療、福祉	1,940人	▲ 4.3%	▲ 17.0%	2,027人	2,337人
うちサービス業	1,149人	9.8%	▲ 18.1%	1,046人	1,403人

(※) 原数値

## 最低賃金について

- 最低賃金については、これまで賃上げしやすい環境を整備しつつ、全国加重平均1,000円となることを目指し、引上げに取り組んできております。
- 物価が上昇する中で、官民が協力して、最低賃金の引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、引上げ額について議論がなされました。

### 滋賀県最低賃金の引上げ額・率の推移（過去10年）

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
改定額（円）	730円	746円	764円	788円	813円	839円	866円	868円	896円	927円
引上げ額（円）	14円	16円	18円	24円	25円	26円	27円	2円	28円	31円
（参考）Bランク目安額	12円	15円	18円	24円	25円	26円	27円	示されず	28円	31円
対前年引上げ率（%）	1.96%	2.19%	2.41%	3.14%	3.17%	3.20%	3.22%	0.23%	3.23%	3.46%

### 滋賀県最低賃金の発効日

時間額927円は令和4年10月6日から

### 滋賀地方最低賃金審議会からの要望（答申）

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、価格転嫁ができる環境と各種支援策を拡充すること。
- ② 新型コロナウイルス禍による影響、企業物価高騰下における小規模事業者に対する支援金制度等の迅速な促進を図ること。
- ③ 人材不足の中、配偶者控除対象者等の最低賃金改定により就業への影響を受ける者を考慮した制度を構築すること。

### 滋賀県近隣府県の最低賃金額（答申）

府県名	現行額	改定額	引上げ額
福井	858円	888円	30円
岐阜	880円	910円	30円
三重	902円	933円	31円
京都	937円	968円	31円
大阪	992円	1,023円	31円
兵庫	928円	960円	32円
奈良	866円	896円	30円
和歌山	859円	889円	30円

## 業務改善助成金の拡充について①

厚生労働省は、9月1日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度（※1）の拡充を行いました。

**原材料費高騰等の要因で利益率（※2）が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象**とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図りました。

※1 この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

※2 売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1月における総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）

### 【拡充のポイント】

#### <通常コース>

- 特例の対象事業者および対象経費の拡充
- 助成率の引き上げ

#### <特例コース>

- 申請期限・賃上げ対象期間の延長
- 対象となる事業者の拡大・助成対象経費の拡大
- 助成率の引き上げ

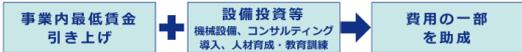


「通常コース」「特例コース」共に、「**原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が低下した事業者**」を追加しました。

## 業務改善助成金の拡充について②

### 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します  
業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

#### 拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます  
新型コロナウイルスの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

#### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

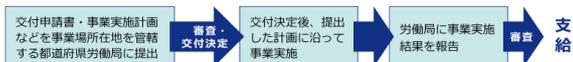
事業場内最低賃金	助成率	生産性要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10

事業場内最低賃金	助成率	生産性要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満		9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前直近の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

#### 助成金支給までの流れ



#### 各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月のうちの任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

#### 注意事項

- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

#### 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



#### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は官轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



# 業務改善助成金の拡充について③

## 業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご利用ください。

### 拡充のポイント

#### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

#### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年前まで→3年前までに変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

**対象となる事業者（事業場）** 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

**支給要件** 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

## 特例コースの概要

### 助成額・助成率

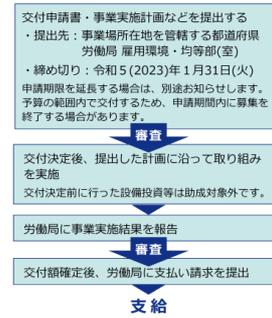
助成額	最大100万円 ※対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4/5 920円以上：3/4

### 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備 <sup>※1</sup> 、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費 <sup>※2</sup>	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

### 助成金支給までの流れ



### 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組みに対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：  
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要領・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



(R4.9.1)

## 1. 県民生活への支援

	事業名	議会	予算	交付・ 交付決定額 ※8月調査時点	進捗状況
	概要				
1	子ども食堂等緊急支援事業	5月	17,300 千円	17,300千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月3日に県社会福祉協議会に対して、17,300千円交付決定済。</li> <li>・8月26日時点で、県社会福祉協議会において103件の運営事業者に対して助成決定済。</li> </ul>
	夏季休暇期間を中心とした子ども食堂等の活動への支援				
2	滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業	5月	59,052 千円	59,052千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月15日に県社会福祉協議会に対して、59,052千円交付決定済。</li> <li>・8月25日時点で、県社会福祉協議会において1,641世帯に対して商品券発送済。</li> </ul>
	収入減により困窮する子育て世帯等に対して商品券を支給				
3	生活福祉資金貸付金補助	5月	792,308 千円	165,568千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月29日に国の交付決定額全額(165,568千円)を県社会福祉協議会へ交付済。</li> <li>・今後も国より交付決定があり次第、順次対応予定。</li> </ul>
	緊急小口資金等の期間延長に伴う貸付原資等の積み増し				
4	ひとり親世帯生活支援特別給付金支給費	5月	61,715 千円	45,750千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月末時点で、児童扶養手当受給者561名に対して、45,300千円支給済。</li> <li>・8月末時点で、公的年金給付等受給者、家計急変者5名に対して、450千円支給済。</li> </ul>
	低所得のひとり親世帯向けの給付金を支給				

## 主な施策の進捗状況について

## 2. 事業活動の下支え

	事業名	議会	予算	交付・ 交付決定額 ※8月調査時点	進捗状況
	概要				
1	中小企業振興資金貸付金、中小企業振興資金保証料軽減補助事業	5月	123,800千円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に「短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠)」を創設し、融資の受付を開始。</li> <li>・8月29日時点での保証承諾実績は、7件33,300千円。</li> </ul>
	短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠)を創設し、本資金を借り入れた事業者に対して、保証料補助を実施				
2	中小企業等への支援による地域経済活性化事業	5月	185,000 千円	185,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月までに対象の全9つの商工団体等が実施する20事業について交付決定済。</li> <li>・一例:商工会連合会において、事業者の商品開発、販路拡大への助成を実施。(9/2時点:183件の申請→89件採択決定済)</li> </ul>
	地域経済の実情を熟知する商工団体等が行う物価高騰等の影響を緩和するための取組を支援				
3	農業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業	5月	375,490 千円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年の農家の作付面積やJA施設の稼働状況に応じて支援を行うことから、8月9日に市町およびJAに対し要望調査を実施(～9月22日)</li> <li>・その後、10月以降に交付決定を行う予定。</li> </ul>
	認定農業者等や農業協同組合に対する燃油等高騰に係る支援				
4	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	5月	219,314 千円	72,544千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象期間(第1～3四半期)ごとに補助金交付。</li> <li>・第1四半期分(4～6月分)は、8月に8団体に対して交付決定済。</li> <li>※第2四半期分:11月中旬、交付決定予定</li> <li>第3四半期分:2月中旬、交付決定予定</li> </ul>
	配合飼料価格安定制度の加入者に対し、基準輸入原料価格と輸入原料価格の差額を支援				

# 主な施策の進捗状況について

## 3. 未来を見据えた投資の促進

	事業名	議会	予算	交付・ 交付決定額 ※8月調査時点	進捗状況
	概要				
1	事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業	5月	85,362 千円	85,362千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月27日に滋賀県産業支援プラザに対して、85,362千円交付決定済。(同月から募集開始)</li> <li>・8月末時点で、33社を採択決定済。</li> </ul>
	物価高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネ・再エネ設備の整備に対する支援				
2	近未来技術等社会実装推進事業	5月	34,400 千円	25,309千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月26日から募集を開始。</li> <li>・7月12日に審査会を行い、4社を採択。(CO<sub>2</sub>ネットゼロ枠のみ、当初予算分含む)。</li> <li>・残予算分について現在、2次募集を実施中。</li> </ul>
	CO <sub>2</sub> ネットゼロに資する技術の社会実装に向けた企業の取組を支援				
3	地場産業設備整備支援事業	5月	60,000 千円	60,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月1日から募集を開始。</li> <li>・審査の結果、13件を採択。</li> </ul>
	物価高騰等の影響を受ける地場産業事業者等の生産体制強化等に必要な設備整備に対する支援				
4	施設園芸省エネ設備導入支援緊急対策事業	5月	40,000 千円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日から募集を開始</li> <li>・8月末時点で、3件の申請があり、9月末までには交付決定予定。</li> </ul>
	施設園芸の燃油削減につながる設備導入への支援				

影響・課題

○コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、生活困窮者や低所得の子育て世帯等については、**大きな困難が心身ともに**生じている。

令和3年度 特例貸付等利用者からの声から

・小口資金、支援資金を限界額までお借りさせていただきました。そのおかげで本当に助かったし、現在も助けられている。  
 ・まだまだ仕事でのコロナの影響は大きく、収入は月によってだいぶ変動します。大半の人達も同じだろうが本当に暮らしの先が見えない。

これまでの取組

＜県の取組＞

- 国の支援策への対応 [R4当初・R4⑤補正]
- ・生活困窮者支援策の申請期限の延長への対応
- ・ひとり親世帯生活支援特別給付金

○「子ども」に着目した独自支援策）[R4⑤補正]（県社協への補助事業）

- ・滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 給付とともにアンケート実施→子ども・若者の声を集める
- ・子ども食堂等緊急支援事業

＜国の取組＞

- 生活困窮者支援策の申請期限の延長  
 緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を9月末まで延長
- 生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化  
 ・全てのハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で生活に困窮する方に対する住宅・生活、就労・職業訓練の相談支援をワンストップで行う窓口を設置
- 真に生活に困っている方々への支援措置の強化：  
 ・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律5万円）のプッシュ型給付  
 ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付（運用改善）  
 ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和  
 ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援等

今後の対策の方向性

- アンケートの結果を分析し、今後の対策を検討する。
- 国の制度を活用し、必要な人に必要な支援が届くよう、市町等とさらに連携し取り組んでいく。
- 生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を要望していく。

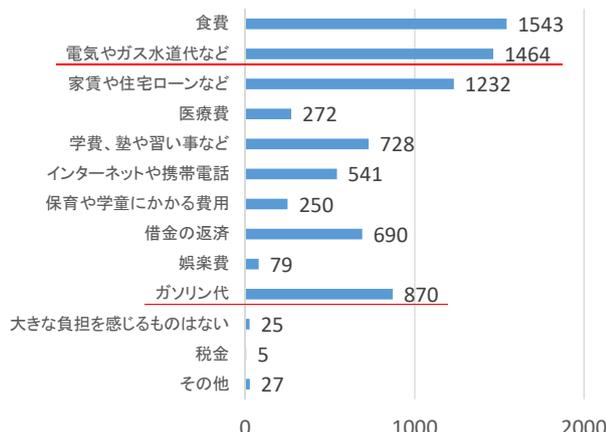
滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業におけるアンケート結果(速報)

アンケートの流れ

- ① 生活福祉資金特例貸付の借入者等の対象者宛てに案内(申込)文書を県社協から郵送
- ② 申込者は上記案内文書記載のQRコードをスマホで読み取り、申込(その際にアンケートを回答:回答者は保護者)
- ③ 申込者宛て「商品券」を県社協から郵送(子ども食堂のチラシも同封)
- ④ 商品券送付文書に記載のQRコードをスマホで読み取り、アンケートに回答(回答者は子ども・若者)

保護者へのアンケート結果

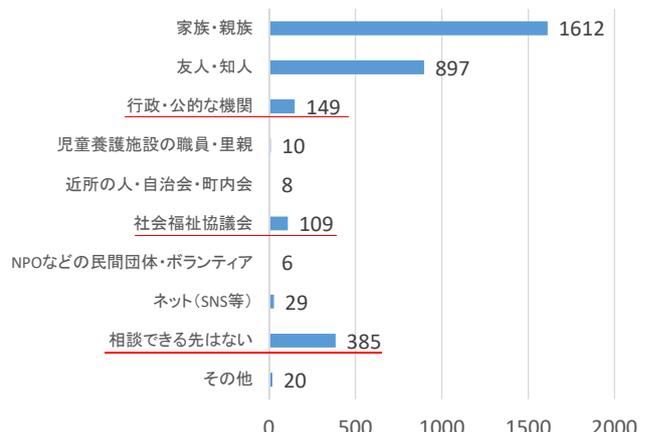
生活にかかるお金の中で負担が大きいと感じるものは何ですか  
 (回答者数2,364 複数回答)



光熱水費・ガソリン代に大きな負担感

(回答期間: 2022年7月19日～8月3日14時)

あなたに不安や悩みが生じたとき、だれに相談していますか。  
 (回答者数2,336 複数回答)



「相談できる先はない」とする回答が1割以上ある

## 影響と対策の方向性（商工業）

### 影響・課題

- 原材料価格の上昇等により、**仕入れコストが増加**
- コスト増を**価格へ十分に転嫁できていない状況**※  
※R4.6 滋賀県景況調査結果  
コスト増に対する価格転嫁率50%未満の割合：**65%(約3分の2)**
- 「**経営計画の大幅な見直しが必要**」との声あり

### これまでの取組

#### <県の取組>

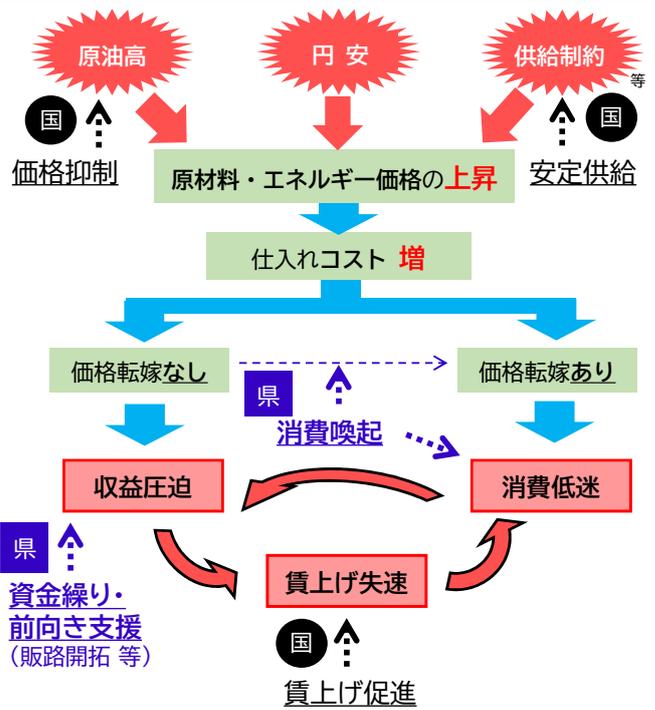
- ① 資金繰り支援（中小企業者向け制度融資） [R4当初・R4⑤補正]
- ② 前向きな取組支援（販路開拓、海外展開等） [R4⑤補正]
- ③ **県内消費の喚起** [R4⑦補正]

#### <国の取組>

- ① 燃料油価格の激変緩和（ガソリン価格等の急騰抑制）
- ② エネルギー・資材等の安定供給
- ③ 賃上げの促進、価格転嫁対策 等

### 今後の対策の方向性

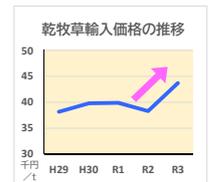
- 企業が経営計画等の見直しや強化に取り組む際に必要とする**専門人材の確保・活用を支援**
- 今後、経済団体と意見交換しながら、事業者の皆さまの声も踏まえ、機動的に対応していく。



## 影響と対策の方向性（農林水産業）

### 影響・課題

- 外食等の需要減少
- 燃油価格・電力料金の高騰、農業資材・肥料原料・配合飼料の価格高騰、粗飼料の流通量減少・価格高騰
- 木材需給のひっ迫、運搬経費の高騰



### これまでの取組

#### <国の取組>

- 肥料の安定調達対策、価格高騰対策
- 飼料・食品原材料の価格高騰対策
- 水産関係対策
- 金融支援対策
- 原木・木材製品の運搬経費等への支援(国直接)

#### <県の取組> ○緊急対策(R4⑤⑦補正)

1	農業用燃油の価格高騰対策
2	施設園芸の省エネ設備導入を支援
3	国産小麦の安定供給体制を強化
4	配合飼料の価格高騰対策
5	食肉センターの原油価格高騰対策
6	水産業燃油の価格高騰対策
7	農事電力の料金高騰対策
8	県産材(原木)の運搬経費への支援

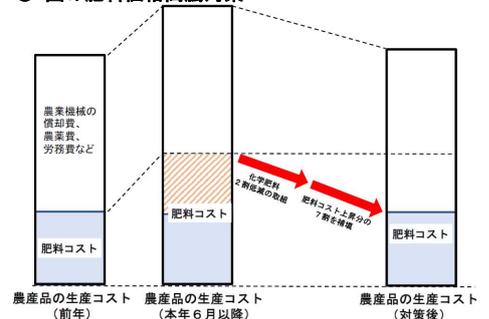
### 今後の対策の方向性

- 肥料価格高騰に対して、**国の対策に加え、県独自に支援**
- 粗飼料の安定確保を図る支援の強化
- 安定的な木材供給（素材生産）に向けた支援の強化  
〈今後、農林水産業を取り巻く環境に応じて、さらなる対応が必要〉

#### ○ 肥料原料の輸入価格の動向



#### ○ 国の肥料価格高騰対策



## 影響と対策の方向性（交通）

### 影響・課題

- 原油価格高騰により、燃料や電気の購入単価の上昇が続き、**公共交通事業者の経営を圧迫**。
- 「公共交通」は、一時的な価格転嫁や減便等による対応が困難。



### これまでの取組

#### <県の取組>

- 地方バス路線の運行費補助等（R4当初）
- 地域公共交通事業者**に対し、原油価格高騰に伴う**燃料費の増大に対する支援**（R4⑤補正）
- 地域公共交通事業者**に対し、電気代高騰に伴う**動力費の増大に対する支援**（R4⑦補正）

#### <国の取組>

- 燃料油価格激変緩和対策
- タクシー事業に対する燃料価格激変緩和対策

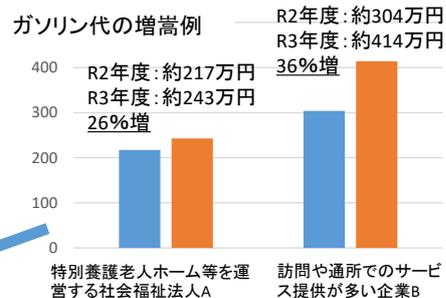
### 今後の対策の方向性

- 原油価格の高騰により、大きな影響を受けている**貨物自動車運送事業者**に対し、**燃料費の増大に対する支援**
- 今後の原油価格・物価高騰等の動向を見据えながら機動的に対応（県民の日々の生活を支える公共交通の維持・確保）

## 影響と対策の方向性（社会福祉施設等）

### 影響・課題

- 利用者負担への転嫁が困難な**公的価格**で運営している**社会福祉施設等**について、原油価格・物価高騰に伴う電気代等燃料費負担が増加し、**サービスの継続や安定運営に影響**が生じている。



### これまでの取組

#### <県の取組>

- 原油価格・物価高騰等に係る社会福祉施設等への支援について緊急要望（R4.5）→臨時の報酬改定等を要望
- 社会福祉施設等への緊急支援を実施[R4⑦補正]

#### <国の取組>

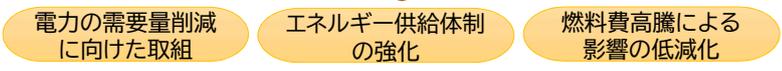
- コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（R4.4）
- 緊急要望に対する国の見解「臨時の公的価格の改定は予定しないので、物価高騰については、**地方創生臨時交付金の中で対応**されたい。」

### 今後の対策の方向性

- 保育所等および放課後児童クラブに対しても支援を実施**
- 引き続き、社会福祉施設・医療機関等の運営状況を把握し、現場の声を国に伝えるべく、公的価格改定に物価高騰分を適切に反映するよう要望を続けていく。

# 影響と対策の方向性（エネルギー需給）

影響・課題	2022年度の電力需給見通し(予備率)						
	2022年度夏季			2022年度冬季			
	7月	8月	9月	12月	1月	2月	
○老朽化による火力発電所の停止 ○天候による太陽光発電の出力の変化 ○脱炭素化やウクライナ情勢等を要因とする燃料価格の上昇 → エネルギー供給の不安定化 → 事業所の経営や家計を圧迫	北海道	21.4%	12.5%	23.3%	12.6%	6.0%	6.1%
	東北	3.7%	5.7%	6.2%	7.8%	1.5%	1.6%
	東京			6.4%	5.5%	1.9%	3.4%
	中部						
	北陸						
	関西	中国	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	四国	九州	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	九州	28.2%	22.3%	19.7%	45.4%	39.1%	40.8%
	沖縄						



これまでの取組			
<b>&lt;県の取組&gt;</b>		<b>&lt;国の取組&gt;</b>	
① 既存住宅	太陽光発電や蓄電池、窓断熱設備等のスマート・エコ製品の導入を支援	R4当初	<b>供給対策</b> ・休止電源の稼働 ・追加的な燃料調達 ・再エネや原子力などの非化石電源の最大限の活用 など  <b>需要対策</b> ・国民一人一人の理解と行動変容の促進 節電ポイントの付与 ・産業界、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請 住宅・ビル等の省エネルギー対応 エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入 工場・事業場や運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施 など
② 中小企業等	省エネ診断の実施、省エネ・再エネ設備の導入を支援	R4当初 R4⑤補正	
③ 節電・省エネ	関西広域連合として、節電・省エネを広域的に呼びかけ	R4当初 (関西広域連合)	
	県の広報媒体により、節電・省エネを呼びかけ		

今後の対策の方向性
○電力需要量の低減およびコストの削減を図るため、 <b>事業所・家庭等における省エネ設備等の導入を加速化</b> ○自立分散型のエネルギー供給体制を構築するため、 <b>再生可能エネルギーの導入を拡大</b> ○省エネ・再エネの拡大・加速化に向けた理解と行動変容に繋がる <b>ムーブメントの推進</b>

原油価格・物価高騰等にかかる影響・課題

<国・県による支援の考え方>

**国** による総合的な対策

※R4.4.26「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」

1. 原油価格高騰対策

（例：燃料油に対する激変緩和）

2. ICチップ・原材料・食料等安定供給対策

（例：半導体・肥料原料などの安定調達）

3. 新たな価格体系への適応の円滑化

（例：賃上げ・価格転嫁・資金繰り）

4. 生活困窮者等への支援

地方創生臨時交付金

**県** による

地域の実情に応じたきめ細かな支援

○国から地方に求められている取組

- ・生活に困窮する方々の生活支援
- ・子育て世帯への支援
- ・農林水産業や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援
- ・国の施策を補完する支援

○県民や事業者の声を踏まえたきめ細かな支援

国に対する要望

（国への緊急要望 5月：2項目、7月：5項目）

県として対策を実施

本県の対策の考え方と今後の方向性(案)

本県の対策の考え方

原油価格・物価高騰等の影響が長期化する中、5・7月補正予算等の速やかな執行に加え、以下の対策により影響を緩和し、コロナ禍からの社会・経済活動の回復を確かなものにしていく。

県民生活への支援

事業活動の下支え  
（資金繰り支援など）

未来を見据えた投資の促進  
（省エネ化や生産性向上など）

<取組項目>

□…5月・7月補正予算

■…今後の取組（予定）

生活者支援	事業者支援	
①県民生活への支援	②事業活動の下支え	③未来を見据えた投資の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども食堂等の活動への支援</li> <li>○収入減により困窮する子育て世帯等への支援</li> <li>○生活福祉資金貸付金補助</li> <li>○学校給食支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業者向け制度融資(拡充)</li> <li>○農畜水産業 燃油等高騰分への支援</li> <li>○価格転嫁が難しい事業者への支援 (福祉サービスや地域公共交通等)</li> <li>○県内消費の喚起 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の省エネ・再エネ等推進</li> <li>○CO<sub>2</sub>ネットゼロに資する取組支援</li> <li>○地場産業事業者の設備整備支援</li> <li>○施設園芸の燃油削減につながる省エネ設備導入支援 等</li> </ul>
<p>再エネ・省エネ住宅設備の導入支援 等</p>	<p>肥料価格等高騰対策</p> <p>価格転嫁が難しい事業者への支援 (一般貨物自動車運送事業者 等)</p>	<p>経営計画の見直し等に必要 専門人材の確保支援</p>

今後の方向性

○昨今の円安の進行なども重なり、さらなる影響の長期化が想定される。

○今後、国の動きも踏まえ、社会経済の動向を的確に把握し、未来を見据えた投資の促進やエネルギー情勢の変化への対応を中心に、影響緩和策に機動的に対応していく。